

# 深夜電力

(主契約料金条件)

令和4年4月1日実施

四国電力株式会社



# 深 夜 電 力

## 目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	深 夜 電 力 A	1
4	深 夜 電 力 B	3
附	則	5
別	表	8



# 本 則

## 1 適 用

この深夜電力料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

## 2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，深夜電力Aもしくは深夜電力Bといたします。

## 3 深 夜 電 力 A

### (1) 適 用 範 囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キロワット以下であり，かつ，この料金条件の適用を受ける際に深夜電力Aの適用を受けており，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

### (2) 供 給 電 気 方 式 ， 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定めるところによるものといたします。

### (3) 契 約 負 荷 設 備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

### (4) 契 約 電 力

契約電力は，0.5キロワットといたします。

### (5) 供 給 条 件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 当該一般送配電事業者は、契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ホ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

#### (6) 料 金

料金は、1月につき次の金額および電気需給条件〔低压〕（以下「需給条件」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、需給条件別表2（燃料費調整）(2)イの基準単価は、別表（基準単価）によるものといたします。

1 契約につき	1,276円00銭
---------	-----------

#### (7) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、1需要場所において、他の契約種別による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ 需給条件39（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

## 4 深夜電力B

### (1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、この料金条件の適用を受ける際現に深夜電力Bの適用を受けており、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

### (2) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

### (3) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について需給条件 13（契約容量および契約電力）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

### (4) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 当該一般送配電事業者は、契約使用时间以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ホ 契約使用时间以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、当該一般送配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ヘ 契約使用時間を区分し、または契約使用时间以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	330円00銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	13円44銭
------------	--------

(6) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、1需要場所において、他の契約種別による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ 需給条件39（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。



# 附 則

## 1 実施期日

この料金条件は、令和4年4月1日から実施いたします。

## 2 この料金条件の実施にともなう経過措置

深夜電力Bにおける令和4年3月31日以前から需給契約が継続し、令和4年4月1日から令和4年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金等については、次のとおりといたします。

### (1) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが(2)（通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）に定める通電開始時刻が制御可能な貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計からハによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものに、需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	330円00銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	11円24銭
------------	--------

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の算式によって算定された金額といたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 13\text{パーセント}$$

$$\text{割引対象額} = \text{イの基本料金} + \text{その1月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額}$$

(2) 通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器

(イ) 通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次のaまたはbに該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

a 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

- (a) 給水温度を検知できること。
- (b) (a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
- (c) (b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。
- (d) 契約使用時間終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

b aに準ずる場合で、当社が認めたもの。

- (ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外しまたは取り替えられる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (ハ) 当社は、(イ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定

- (イ) 契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の算式によって算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} &= \text{割引対象額} \times 13 \text{ パーセント} \times \text{割引対象率} \\ \text{割引対象率} &= \frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100 \end{aligned}$$

なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率に変更となることにより、料金に変更があった場合は、需給条件 21（日割計算）に準じて日割計算をいたします。
- (ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (ニ) (ロ)または需給条件 20（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。

## 別 表

### (基 準 単 価)

深夜電力Aの燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	19円58銭0厘
---------	----------